

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 安西 祐一郎

平成 25 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の交付内定
（調整金前倒し使用分（第 2 回））について（通知）

貴機関より申請のありました平成 25 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）前倒し使用（第 2 回）について、別添「平成 25 年度交付内定一覧（調整金前倒し使用分）」（以下、「内定一覧」という。）のとおり交付内定をしましたので通知します。
ついては、内定一覧の内容を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

記

I 提出書類及び提出期限

別紙 2「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成 25 年度）」の内容を確認した上で、下記の提出書類を別紙 1「変更交付申請書等の取りまとめ方法」の方法により取りまとめ、日本学術振興会研究事業部研究助成第一課（下記 II 参照）に、提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1) 必ず提出する書類		1 月 1 0 日（金）
① 交付申請書の提出書（様式 A-1）	研究機関	
② 変更交付申請書（様式 A-2-6 又は様式 AK-2-1-2）	研究代表者	
③ 交付申請書等の写し（※1）	研究代表者	
④ 交付請求書（表紙）（様式 A-3）	研究機関	
⑤ 交付請求書（様式 A-4-1 又は様式 AK-4-1-1）	研究代表者	
(2) 必要に応じ提出する書類		
⑥ 交付申請の辞退届（様式 A-7）（※2）	研究機関	
⑦ 間接経費の辞退届（様式 A-11 又は様式 AK-11-1）		

※1 補助事業者変更や直接経費使用内訳変更を行っている場合にはそれらに係る変更承認申請書の写しを、交付申請書の写しと合わせて提出してください。

※2 今回の追加交付分のみを辞退する場合には、上記⑥を提出してください。すでに交付決定されたものの廃止も希望する場合には、上記⑥と合わせて補助事業廃止承認申請書（様式 C-5-1 等）を提出してください。なお、上記⑥の作成にあたっては、必ず調整金用の記入例をご参照ください。

II 提出先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課 調整金担当 宛
TEL 03-3263-2148, 2159 FAX 03-3263-9005

III 提出書類について

○提出書類の作成

今回の交付内定に伴う変更交付申請手続きについては、全て紙媒体で行うこととしています。科研費電子申請システムでは手続きが行えませんのでご注意ください。

各様式については、日本学術振興会ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)

掲載の様式をダウンロードし作成してください。提出書類については、内容の確認、押印等の必要な処理を行った上で提出してください。

IV 次年度以降の「交付予定額」について

「内定一覧」に記載している次年度以降の交付予定額については、研究計画の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

(参考) 交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の研究課題について、科学研究費助成事業－科研費－公募要領（以下「公募要領」という。）において応募書類の提出が必要とされているにもかかわらず、所定の期間に応募書類の提出がなかった場合
- 継続の研究課題について、公募要領に基づき提出された応募書類が科学研究費委員会（新学術領域研究については科学技術・学術審議会）において審査に付された結果、「不採択」又は「交付予定額を減額して採択する」とされた場合
- 継続の研究課題について、科学研究費補助金取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」こととなった場合
- 継続の研究課題について、「調整金」を活用した前倒し使用を行った場合

VI 留意事項

1. 補助条件については、今年度当初の交付決定時に送付したものから変更はありません。
2. 前倒し使用の承認に伴う補助金の使用については、本件通知日以降、必要な契約等を行って差し支えありませんので、各研究代表者に周知願います。（必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。）
また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
3. 変更交付決定及び送金については2月中旬頃に行う予定です。
4. 変更交付申請書（様式A-2-6およびAK-2-1-2）に含まれる個人情報、科学研究費助成事業の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。
5. 変更交付申請書の提出後から変更交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究分担者を変更する必要がある場合には、速やかに上記Ⅱに連絡してください。
6. 特別推進研究においては、「繰越制度」による研究費の繰越は国庫債務負担行為分についてのみとし、調整金等交付分については対象としないのでご注意ください。

(添付書類)

別 添「平成25年度交付内定一覧（調整金前倒し使用分）」

別紙1「変更交付申請書等の取りまとめ方法」

※別紙2については、今年度当初の交付決定時に送付したものから変更はありませんので、添付は省略します。